

聖籠町告示第42号

聖籠町子育て応援パスポート事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町子育て応援パスポート事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町子育て応援パスポート事業実施要綱(平成31年聖籠町告示第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「満15歳未満の子どもを養育する保護者」を「子育て世帯」に改め、「聖籠町子育て応援パスポート」の次に「及び子育てきらきらカード」を加える。

第2条中「の4月1日現在において、満15歳未満の」を「において、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「(以下、「保護者」という。)」を「(以下「保護者」という。)」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条中「であって、パスポートに氏名が記載されているもの」を削る。

第8条の次に次の1条を加える。

(協賛企業の届出内容の変更)

第8条の2 協賛企業は、前条の規定により届け出た事項において変更が生じたときは、すみやかに子育て応援パスポート事業協賛企業登録内容変更届(別記様式第3号の2)を町長に提出しなければならない。

第10条を次のように改める。

(協賛企業への補填等)

第10条 町長は、協賛企業がパスポート利用者に提供するサービスに係る補填や補償等を、一切行わないものとする。

本則に次の1条を加える。

(相互利用)

第13条 新潟市及び聖籠町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約(平成29年3月29日締結)に基づく取組として、協賛企業は、新潟広域都市圏を構成する市町村のうち、新潟市及び田上町の発行する子育て支援を

目的としたパスポートと同様のカード類の利用者に、パスポート利用者と同様のサービスを提供するものとする。

- 2 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏形成協定（平成28年10月5日締結）に基づく取組として、協賛企業は、新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏を形成する新発田市及び胎内市の発行する子育てきらきらカードの利用者に、パスポート利用者と同様のサービスを提供するものとする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第3条関係）

(表)

聖籠町 子育て応援 パスポート
このサービスは協賛店の御協力で実施しています。
有効期限 年 月 日

(裏)

子育て きらきら カード
有効期限 年 月 日

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第8条関係）	
子育て応援パスポート事業協賛企業登録届	
年 月 日	
聖籠町長 様	住所 企業名 代表者氏名 電話番号
	印
次のとおり、子育て応援パスポート事業協賛企業として登録します。	
店 舗 等 名 称	
店 舗 等 所 在 地	
店 舗 等 電 話 番 号	
店 舗 等 F A X 番 号	
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	
メ ー ル ア ド レ ス	
主 な 業 務 内 容	
営 業 時 間	
定 休 日	
提供するサービス内容	提供できる日
●サービスを提供する日を限定する場合は、()内に曜日等を記入してください。	()
備 考	
記載された内容は、パスポート利用者に情報提供し、町のホームページにも掲載します。	

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号の2（第8条の2関係）	
子育て応援パスポート事業協賛企業登録内容変更届	
年 月 日	
聖籠町長 様	
住所	
企業名	
代表者氏名	印
電話番号	
<p>「子育て応援パスポート事業協賛企業登録届」に記載した内容に変更が生じたので、次のとおり、届け出ます。</p>	
店 舗 等 名 称	
店 舗 等 所 在 地	
店 舗 等 電 話 番 号	
店 舗 等 F A X 番 号	
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	
メ ー ル ア ド レ ス	
主 な 業 務 内 容	
営 業 時 間	
定 休 日	
提供するサービス内容	
<p>●サービスを提供する日を限定する場合は、()内に曜日等を記入してください。</p>	<p>提供できる日 ()</p>
備 考	
<p>1 変更がある項目の欄のみ記入してください。</p> <p>2 記載された内容は、パスポート利用者に情報提供し、町のホームページにも掲載します。</p>	

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。